

指定介護老人福祉施設

## 特別養護老人ホームあぶるま苑運営規程

この運営規程において、社会福祉法人魚沼福祉会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームあぶるま苑」（以下「あぶるま苑」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

**第1条** この事業は、長期にわたり介護を必要とする要介護者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

**第2条** この事業の従業者は、入所者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上その他必要な介護を行う。

2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

（事業所の名称等）

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホームあぶるま苑
- (2) 事業所の所在地 新潟県魚沼市須原 1293 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

**第4条** あぶるま苑には、次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
  - ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備・備品の衛生管理を行うとともに緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう統括する。
  - ・ 管理者は、事業運営の管理について適正な資質を有する常勤の者とする。

- (2) 医師（嘱託） 1名
- ・ 医師は、入所者の健康管理を行い、必要に応じ適切な処置を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
- ・ 生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行うなど、入所者の生活相談支援に従事する。
  - ・ 生活相談員は、社会福祉士あるいは社会福祉主事の資格を有する者とする。
- (4) 介護職員 19名以上
- ・ 介護職員は、生活相談員と協力し、入所者の心身の状況に応じ、食事、入浴、排泄等の介護及び日常生活上のお世話などの各種サービスを提供する。
- (5) 看護職員 2名以上
- ・ 看護職員は、医師の指示による健康保持のため適切な措置を採り、入所者の心身の状況に応じた看護サービスを提供する。
  - ・ 看護職員は、看護師あるいは准看護師の資格を有する者とする。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- ・ 機能訓練指導員は、入所者の機能訓練の業務に従事する。
  - ・ 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のうちいずれかの資格を有する者とする。
  - ・ 機能訓練指導員は、新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の定めるところにより当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- (7) 管理栄養士（あるいは栄養士） 1名以上
- ・ 管理栄養士（あるいは栄養士）は、入所者の栄養状態や身体の状態及び嗜好を考慮した献立の作成、並びに栄養指導（栄養ケアマネジメント）を行い、給食業務を統括する。
  - ・ 管理栄養士（あるいは栄養士）は、管理栄養士（あるいは栄養士）の資格を有する者とする。
- (8) 介護支援専門員 1名以上
- ・ 介護支援専門員は、入所者の課題分析、及び施設介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行い、作成した計画の内容を入所者及び家族に対して説明し同意を得る。また、計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、各職種間の連絡調整を行うとともに、継続的な管理・

評価を行う。

- ・ 介護支援専門員は、介護支援専門員の資格を有する者とする。
- ・ 介護支援専門員は、新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の定めるところにより当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

2 第1項の職員は、短期入所生活介護（あぶるま苑）の職員を兼務する。

（入所者の定員）

**第5条** 当該指定介護老人福祉施設の入所者の定員を、50名とする。

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

**第6条** サービスの内容は、介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）とし、サービスの提供にあたっては、次の点に留意する。

- ・ 施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その心身の状況を踏まえて、妥当・適切に提供する。
- ・ 施設サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- ・ 職員は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように説明、指導を行う。
- ・ 施設サービスの提供にあたり、入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限しない。
- ・ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（利用料その他の費用）

**第7条** あぶるま苑の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に応じて利用料の1割、あるいは2割（利用者負担額の減額等の認定を受けている場合はその給付率に応じた額）を本人負担額とする。

2 前項の他、施設の利用料金について別途利用料金表を定め、入所者の利用状況に応じて次の費用を徴収する。

- (1) 居住費（従来型個室・多床室）
- (2) 食費
- (3) 金銭管理手数料
- (4) 買い物代行手数料

- (5) 理髪料金
- (6) 電化製品使用料
- (7) 付添い食利用料

3 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 その他日常生活に係る費用の徴収が必要となったときは、その都度入所者又はその家族に対して説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

**第8条** あぶるま苑を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 入所者は、管理者及び担当職員の指示及び依頼等に協力し、自身の日課を励行するとともに、共同生活秩序を保ち、相互の親睦を図るように努めなければならない。
- (2) 入所者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は担当職員の承認を得なければならない。
- (3) 入所者は、次の事項を守らなければならない。
  - ① 施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
  - ② 施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
  - ③ 指定された居室は、勝手に変更してはならない。
  - ④ 飲食物を勝手に持ち込んで서는ならない。
  - ⑤ 所持金その他の貴重品については、入所者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(非常災害対策)

**第9条** 事業者は、入所者の安全に対して万全を期するため、非常災害に関する具体的計画である防災計画を立て、非常災害に備えるため、定期的避難、救出その他必要な訓練を実施する。

2 前項の防災訓練は、年2回以上実施することとする。

(その他運営に関する留意事項)

**第10条** 事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的にサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備する。

2 職員は、入所者処遇の技術・知識の研鑽に努め、施設内外の研修会・学

習会に参加しながら、自己研鑽にも努め、資質の向上を図るものとする。

なお、研修は次の通り実施する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

3 職員は、業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、この秘密の漏洩は、職を辞してもその責務はあるものとする。

4 事業者は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的かつ安全な管理を行う。

5 事業者は、地域に愛され、親しまれ、地域と共に歩む施設づくりをモットーに、各種ボランティアや保育園、小・中学校等の交流慰問、研修・実習等を受け入れ、また他機関の事業への職員派遣や参加等を行い、福祉の周辺・輪の拡大に、さらに努めるものとする。

また、地元集落をはじめ、多勢の方々から各種行事に参加していただき、施設の開放などにより、交流を図る取り組みをさらに充実するよう努めるものとする。

6 事業者は、提供したサービスについて、入所者及びその家族等から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

7 事業者は、提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。